

# 平成12年版消防白書の概要

総務課

「消防白書」は、火災その他の災害の実態と消防に関する施策の現状について、国民へ広く周知することを目的として、消防庁が、昭和30年11月に「わが国の火災の実態と消防の現状」として作成したことに始まり、毎年、閣議の了解を経て公表しています。

「平成12年版消防白書」については、去る12月19日に閣議了解を経て、公表しましたので、その概要を紹介します。

## 特集 阪神・淡路大震災から5年 —新たな地震防災対策を目指して—

平成7年1月17日に発生し都市直下型地震として、死者6,432人、行方不明者3人、負傷者4万3,792人、住家の全壊10万4,906棟など戦後最大の被害をもたらした阪神・淡路大震災から5年の歳月が経過した。

このことを踏まえ、地震災害における消防防災対策の観点から、「新たな地震防災対策を目指して」と題し、これまでの阪神・淡路大震災の教訓を活かした取組みを整理し、新時代に向けて地震防災施策をどのように展開すべきかを



横倒しになった阪神高速道路

「特集 阪神・淡路大震災から5年」としてとりまとめた。(白書1頁)

### (1) 阪神・淡路大震災の教訓を活かして

阪神・淡路大震災は、都市直下型の大規模地震であったことなどから、都市基盤の脆弱性が明確になり、地域の防災力をはるかに超える状況になるなど、消防・防災のあり方が問われた。このため、震災の教訓をどう活かしたかという観点から、これまでの各種取組みを記述した。(白書3頁)

#### ①初動体制の充実

消防庁では、大震災直後に地方公共団体に対し、職員の参集基準の明確化、緊急時の情報伝達方法、夜間・休日の宿直体制の整備など地域防災計画の見直しを要請するとともに、消防庁の宿日直体制の充実、幹部等の待機宿舎への入居など、24時間対応体制の充実強化を図った。(白書3頁)

#### ②広域的な応援体制の確立

全国すべてのブロックで広域応援協定の締結等がなされ、さらに平成8年7月に全都道府県による応援協定が締結された。(白書5頁)

#### ③緊急消防援助隊の創設

大規模災害発生に際して、迅速な人命救助活動等を行うため、全国から高度な資機材を装備した救助隊等が迅速に出動し効果的な消防応援活動を行う体制を確立することを目的として、平成7年6月に全国の消防機関による緊急消防援助隊が創設された。(白書6頁)

#### ④消防・防災ヘリコプターの整備

阪神・淡路大震災における消防・防災ヘリコプターの活躍にかんがみ、消防庁ではその整備体制を更に促進するため、国庫補助金等の財政支援を行い、平成11年度末までに67機が整備された。(白書7頁)

#### ⑤消防団の充実強化、災害ボランティアとの連携等

消防団、自主防災組織等に対して資機材等の充実のために財政支援を行ったほか、災害ボランティアの研修・訓練に対する経費について財政措置を講じるなど、その充実強化に努めた。(白書8、10頁)

#### ⑥防災基盤の整備推進

防災基盤の整備促進のため、平成7年6月に地震防災対策特別措置法が制定され、総合的な地震防災対策が強化され、地震防災緊急事業五箇年計画の作成とそれに伴う国庫補助金に係る補助負担率の引き上げ措置、地方債と地方交付税措置を活用した緊急防災基盤整備事業の創設、防災まちづくり事業における震災対策特別事業の創設、公共施設の耐震化の促進のための財政措置の延長などの対策を講じた。(白書11頁)

#### ⑦情報通信基盤の整備

大規模災害時における情報収集・伝達体制の充実強化のため、地上系の消防防災無線等の整備に加え、衛星系による地域衛星通信ネットワークの整備促進を行ったほか、画像伝送システムの導入を推進した。(白書15頁)

#### ⑧危険物施設の耐震性強化

消防庁では、危険物施設の耐震性強化として、耐震性に関する調査結果に基づき特定屋外タンク貯蔵所、準特定屋外タンク貯蔵所、防油堤などの耐震性強化に係る技術上の基準の制定、見直しなどを行った。(白書17頁)

#### (2) 新時代に向けての地震防災施策の展開

この5年間に於いては、政府としての危機管理体制の確立、あるいは社会経済情勢の変化、情報通信技術の進展など、消防・防災を取り巻く環境に大きな変化が生じている。このため、今後、これらの動向を踏まえた体制づくりと施策の展開を図っていく必要があり、新時代に向けての地震防災施策の課題とその対応を記述した。(白書19頁)

##### ①地震に強いまちづくりへの対応

阪神・淡路大震災の経験と教訓を踏まえ、地震に強い安全で安心なまちづくりを推進するに当たって、生命、身体、財産を守る優れた都市基盤の整備が重要である。

このため、本年度で終了する地震防災緊急事業五箇年計画の実績等を踏まえ、引き続き計画的かつ効果的な地震防災対策の推進に努める必要がある。また、特に公共施設の耐震化の推進は極めて重要である。(白書19頁)

##### ②災害に強い情報システムの確立

大規模災害時に迅速かつ確かな対応を行うために、被災地域の被害状況を早急に把握し伝達することは極めて重要であり、画像伝送システム整備の積極的な推進、画像・データ等の大容量情報伝達を行うための、消防・救急無線等のデジタル化などが必要である。(白書21頁)

##### ③地域防災計画の充実

地域防災計画震災対策編の策定、見直しに当たっては、地域の実情を十分に踏まえた記述に努め、社会環境、自然環境等の変化に応じて定期的な見直し等が必要である。

また、地域防災計画に定めた災害対応に沿ったマニュアルを作成し、計画の実効性の向上を図ることが重要である。(白書22頁)

#### ④緊急消防援助隊の充実

平成12年には、より迅速、かつ、効果的な広域消防応援活動を行うため、救助部隊、救急部隊の隊数を増加するとともに、大規模火災対応能力強化のため、消防部隊を近隣都道府県からだけでなく、全国から出動させる体制に改めるなど充実を図った。

さらに、都道府県は緊急消防援助隊が迅速に活動できるよう、応援を受けることを想定して、連絡方法、集結場所などに関する計画をあらかじめ整備しておくこととしたところであるが、今後も逐次検証を行い、その充実を図る必要がある。（白書24頁）

#### ⑤消防・防災ヘリコプターの活動体制の整備

消防・防災ヘリコプターの活動体制を整備するため、数多くの臨時離着陸場を設けるとともに、照明設備のある離着陸場の整備、夜間運航体制の確立、医療機関との連携体制の整備推進などが重要である。（白書26頁）

#### ⑥消防団活動の活性化の促進

今後とも、消防団における情報連絡体制の強化を図るとともに、施設・装備の充実を図り、消防団活動の活性化を促進する必要がある。また、災害時において自主防災組織等と連携した活動ができるよう、日頃からその知識や技術を更に有効活用し、自主防災組織等への指導・啓発等を積極的に行うことが必要である。（白書27頁）

#### ⑦円滑な被災者対策の構築

円滑な被災者対策を構築するために、防災情報の伝達手段である防災行政無線（同報系）の整備を促進するとともに、コミュニティ放送、インターネットなどの活用を図ることが重要である。

また、高齢者、子供、外国人等の災害弱者に対する情報提供等において、一般

の住民に対する対策とは別にきめ細かな対策を構築することが必要である。（白書29頁）

さらに、特集では、参考資料として人的被害及び主な物的被害の状況について記述するとともに、阪神・淡路大震災以後における震災対策関連の主な消防庁通知の一覧を掲げている。（白書30頁）

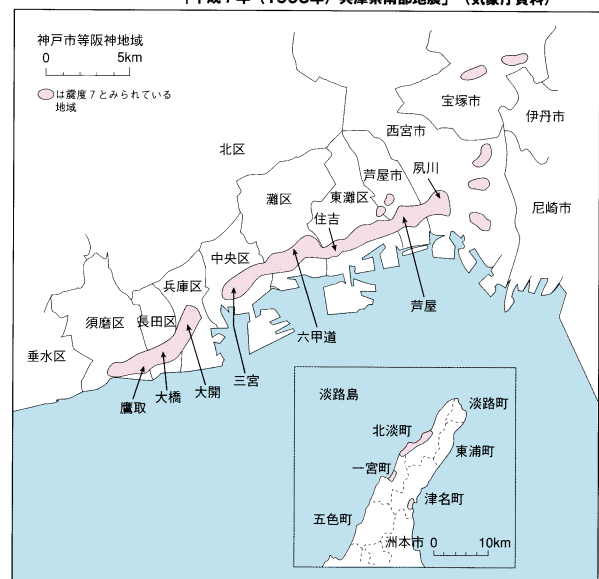
（白書30頁）

第1表 地震の概要（気象庁資料）

発 生 年 月 日	平成7年（1995年）1月17日（火）5時46分
地 震 名	平成7年（1995年）兵庫県南部地震
震 央 地 名	淡路島（北緯34度36分、東経135度02分）
震 源 の 深 さ	16km
規 模	マグニチュード（M）7.2
津 波	なし
各 地 の 震 度	
震度7	注）のとおり
震度6	神戸、洲本
震度5	京都、彦根、豊岡
震度4	岐阜、四日市、上野、福井、敦賀、津、和歌山、姫路、舞鶴、大阪、高松、岡山、徳島、津山、多度津、鳥取、福山、高知、境、呉、奈良
震度3	山口、萩、尾鷲、伊良湖、富山、飯田、諏訪、金沢、潮岬、松江、米子、室戸岬、松山、広島、西郷、輪島、名古屋、大分
震度2	佐賀、三島、浜松、高山、伏木、河口湖、宇和島、宿毛、松本、御前崎、静岡、甲府、長野、横浜、熊本、日田、都城、軽井沢、高田、下関、宮崎、人吉
震度1	福岡、熊谷、東京、水戸、網代、浜田、新潟、足摺、宇都宮、前橋、小名浜、延岡、平戸、鹿児島、館山、千葉、秩父、阿蘇山、柿岡
注）	気象庁が地震機動観測班を派遣し現地調査を実施した結果、以下の地域は震度7であった。 神戸市須磨区鷹取・長田区大橋・兵庫区大開・中央区三宮・灘区六甲道・東灘区住吉、芦屋市芦屋駅付近、西宮市夙川等のほぼ帯状の地域、宝塚市の一部、及び淡路島北部の北淡町、一宮町、津名町の一部の地域

（白書31頁）

第1図 現地調査による震度7とみられている地域の分布  
「平成7年（1995年）兵庫県南部地震」（気象庁資料）



(白書31頁)

第2表 人的被害の状況 (平成12年1月11日現在) (単位:人)

府 県	死 者	うち火災による死者	行 方不明者	計	重 傷	軽 傷	負傷者計
兵庫県	6,400	559	3	6,403	8,593	31,499	40,092
大阪府	31	—	—	31	175	3,414	3,589
京都府	1	—	—	1	3	46	49
他 県	—	—	—	0	11	51	62
計	6,432	559	3	6,435	8,782	35,010	43,792

(注) 死者の中には、災害発生後疾病により死亡した者のうち、その疾病の発生原因や疾病を著しく悪化させたことについて災害と相当因果関係があるとして関係市町で災害による死者としたものが含まれている。

(白書33頁)

第3表 住家被害の状況 (平成12年1月11日現在)

府 県	全 壊		半 壊		全半壊計	
	棟	世帯	棟	世帯	棟	世帯
兵庫県	104,004	178,375	136,950	258,842	240,954	437,217
大阪府	895	3,416	7,232	17,232	8,127	20,648
京都府	3	3	6	6	9	9
徳島県	4	5	84	86	88	91
合 計	104,906	181,799	144,272	276,166	249,178	457,965

## 第1章 災害の現況と課題

### (1) 火 災

① 平成11年中の出火件数は5万8,526件で、前年の5万4,514件に比べ4,012件増加している。

なお、この10年間の火災の動向をみると、平成6年以降6万件を越えていた出火件数は、平成10年には、5年ぶりに5万件台に減少し、平成11年においても、増加はしたものの5万件台で推移している。(白書43頁)

第1-1-1表 火災の状況 (白書45頁)

区 分	単 位	平成11年(A)	平成10年(B)	増 減(A)-(B)(C)	増減率(C)/(B)×100(%)
出 火 件 数	件	58,526	54,514	4,012	7.4
建 物		33,330	32,519	811	2.5
林 野		2,661	1,913	748	39.1
車 両		7,860	7,459	401	5.4
船 隻		143	133	10	7.5
航 空		3	3	0	0.0
機 他		14,529	12,487	2,042	16.4
焼 損 棟 数	棟	45,405	43,782	1,623	3.7
全 半 部 分		10,597	9,711	886	9.1
焼 損 面 積	m <sup>2</sup>	3,780	3,470	310	8.9
ば ば		14,642	14,358	284	2.0
		16,386	16,243	143	0.9
建物焼損床面積	m <sup>2</sup>	1,612,347	1,553,153	59,194	3.8
建物焼損表面積	m <sup>2</sup>	172,561	159,613	12,948	8.1
林野焼損面積	a	100,875	80,820	20,055	24.8
死 傷 者 数	人	2,122	2,062	60	2.9
負 傷 者 数	人	7,576	7,309	267	3.7
り 災 世 帯 数	世帯	31,172	29,558	1,614	5.5
全 半 小		7,741	7,081	660	9.3
損 害 額	百万円	2,776	2,556	220	8.6
		20,655	19,921	734	3.7
り 災 人 員	人	83,563	80,745	2,818	3.5
損 害 額	百万円	151,159	146,049	5,110	3.5
建 物		143,620	136,973	6,647	4.9
林 野		521	493	28	5.7
車 両		3,720	3,831	△ 111	△ 2.9
船 隻		294	997	△ 703	△ 70.5
航 空		20	55	△ 35	△ 63.6
機 他		2,019	2,209	△ 190	△ 8.6
爆 発		966	1,492	△ 526	△ 35.3
出 火 率	件/人口1万人	4.7	4.3	0.4	—

(注) 1 死者は、火災により負傷した後、48時間以内に死亡した者を含む。  
 2 出火率は、人口1万人当たりの出火件数をいう。  
 3 損害額等は、調査中のものがあり、変動することがある。  
 4 増減率は、表示単位未満を四捨五入した。  
 5 人口は、平成11年3月31日現在の住民基本台帳による。  
 6 表中の損害額は、表示単位未満を各項目ごとに四捨五入した。  
 7 火災が2種以上にわたった場合、火災件数は火災報告取扱要領に基づき計上し、それ以外の数値はそれぞれの火災種別ごとに計上している。

② 平成11年中の出火率(人口1万人当たりの出火件数)は、全国平均で4.7(対前年比0.4ポイント増)であり、これを都道府県別で見ると、最高は山梨県の6.0、次いで東京都、茨城県の5.9となっている。(白書47頁)

第1-1-3図 火災の推移 (白書44頁)



③ 平成11年中の火災による死者数は2,122人で、前年の2,062人に比べ60人増加しており、1日当たりの火災による死者数は、5.8人となっている。

なお、火災による死者は、平成6年以降全体的には増加傾向にあり、平成11年は、阪神・淡路大震災が発生した平成7年に次いで、戦後2番目の死者数となっている。(白書50頁)

また、住宅火災による死者1,228人のうち、放火自殺者、放火自殺の巻き添え及び放火殺人247人を除く失火等による死者は981人(対前年比116人増)で、このうち65歳以上の高齢者は549人(56.0%)と半数を超えている。(白書57頁)

④ 出火原因は、「放火」が7,481件で前年に比べ187件増加しており、全火災の12.8%を占め3年連続して第1位となっている。次いで「たばこ」による火災が6,415件(対前年比725件増)となっている。

なお、「放火の疑い」によるものは5,464件で、前年に比べ291件増加しており、「放火」及び「放火の疑い」を合わせると1万2,945件で、全火災の22.1%を占めている。(白書64頁)

## (2) 危険物施設等災害

平成11年中の危険物施設における火災の発生件数は162件で、前年に比べ5件増加し、死者は4人、負傷者は45人、損害額は35億6,966万円となっている。

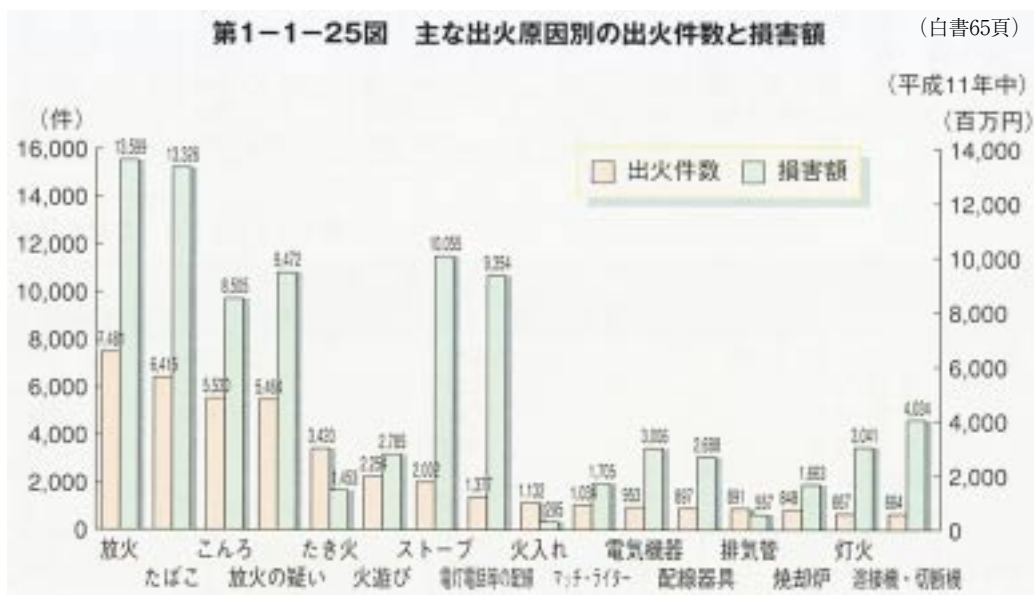
なお、昭和50年代中頃より、おおむね緩やかな減少傾向を示していた危険物施設における事故件数は、平成6年を境にして増加傾向を示しており、平成11年中の火災事故件数は、昭和60年以降で最多となっている。(白書104頁)

## (3) 石油コンビナート災害

平成11年中に石油コンビナート等特別防災区域内で発生した災害の件数は91件で、前年に比べ17件増加し、死者は2人、負傷者は30人、損害額は7億9,834万円となっている。(白書122頁)

## (4) 林野火災

平成11年中の林野火災の件数は2,661件で、前年の1,913件に比べ748件増加している。(白書131頁)



## (5) 風水害

平成11年は、6月から10月にかけて梅雨前線や台風等による風水害が全国各地で発生し大きな被害をもたらした。台風の発生数は22個と平年の27.8個に比べて若干少なかった。また、7月中旬から9月半ばにかけて多くの熱帯低気圧が日本付近の太平洋上で発生し、日本に接近・上陸し各地に大雨をもたらした。

風水害、雪害等の異常な自然現象に伴う災害（地震、火山噴火を除く。）による人的被害、住家被害はともに前年に比べて増加し、死者・行方不明者141人（前年109人）、負傷者1,692人（前年1,211人）、全壊531棟（前年302棟）などとなっている。

平成12年9月10日からの大雨では、愛知県等を中心に、死者10人、負傷者約100人、住家の全・半壊約100棟、床上・床下浸水約7万1,000棟の被害が生じた。（白書136頁）



平成12年9月10日からの大雨により決壊した新川（愛知県提供）

## (6) 火山災害

### ①有珠山噴火災害

平成12年3月31日に有珠山が噴火し、その後も噴火が継続した。3月31日時点の伊達市、荘警町及び虻田町における避難指示の対象は、6,699世帯、1万5,267人であったが、その後、山頂部の大規模噴火に移行することを示す現象は見られないこと等を踏まえ、避難指示地域の一

部解除が段階的に行われ、7月28日時点の避難指示の対象は、虻田町の202世帯、378人となっている。

なお、消防活動については、地元消防本部を支援するため、北海道内の消防本部からの応援、北海道外からの緊急消防援助隊による応援、北海道内外からのヘリコプターによる応援が行われた（4月16日の最大時：北海道内の消防応援部隊77隊238人、北海道外からの緊急消防援助隊14隊58人）。（白書144頁）



集結する緊急消防援助隊（札幌市消防局提供）

### ②三宅島噴火災害

平成12年7月8日に三宅島が噴火し、8月18日、29日には大規模な噴火が起こった。

8月31日に、気象庁が、当面これと同程度かこれをやや上回る規模の噴火が繰り返し起こる可能性があり、火砕流に警戒が必要との見解を示したことを受け、9月2日に、三宅村は、防災及びライフライン関係要員を除く住民の島外への避難指示を行った。

なお、消防活動については、東京消防庁が応援部隊を現地に派遣した。（白書146頁）



8月18日 雄山から再噴火した三宅島

### ③その他の火山災害

平成11年中に噴火した火山は3山で、桜島、薩摩硫黄島（ともに鹿児島県）は年間を通してたびたび噴火し、諏訪之瀬島（鹿児島県）では、1月に火山灰の噴出、降灰が観測された。

さらに、平成12年に入ってから、9月5日に駒ヶ岳（北海道）が約2年ぶりに噴火した。

また、8月には磐梯山、9月には浅間山で火山性微動が多発しているとの臨時火山情報が出され、10月には桜島が爆発し多量の噴煙を吹き上げたことから臨時火山情報が出された。（白書147頁）

## (7) 地震災害

### ①三宅島近海及び新島・神津島近海を震源とする地震

平成12年6月26日から三宅島島内西部で火山性の地震活動が始まり、7月1日には神津島村で震度6弱を記録する地震が発生し、土砂崩れにより1人が死亡し、



倒壊した家屋（新島若郷地区）

住家の一部破損、土砂崩れ等多くの物的被害が生じた。

この地震以降も、三宅島近海及び新島・神津島近海では地震が多発し、6月26日から10月末日までの間に、震度6弱が6回、震度5強が7回及び震度5弱が17回発生し、新島村では、負傷者14人、住家の一部破損108棟の被害が生じた（10月末日現在）。（白書152頁）

### ②平成12年（2000年）鳥取県西部地震

平成12年10月6日に、鳥取県西部を震源とする地震が発生し、境港市及び日野町で震度6強、西伯町、溝口町等で震度6弱を記録した。

この地震による被害は、鳥取県、岡山県、鳥根県を中心に1府9県に及び、負傷者138人、住家全壊315棟、半壊1,649棟、一部損壊7,318棟と大きな被害が生じた（10月末日現在）。（白書153頁）



倒壊した出雲大社上道教会（鳥取県提供）

## (8) 特殊災害

① 平成11年中に発生した都市ガス及び液化石油ガスの漏えい事故又は爆発・火災事故で消防機関が出場したものの総件数は1,493件で、死者25人、負傷者282人となっている。（白書177頁）

② 平成11年9月30日に、茨城県東海村の株式会社ジェー・シー・オー（以下「JCO」という。）のウラン加工施設（転換試験棟）において臨界事故が発生した。この事故により、JCO従業員3人が放射線被ばくを受けた（うち2人死亡）ほか、

これらの者を救急搬送した救急隊員3人、日本原子力研究所及び核燃料サイクル開発機構の職員、臨界状態停止のための作業に従事したJCO従業員を含む多数の者が被ばくした。

9月30日に東海村村長は、JCO施設から半径350m圏内の住民に対して避難を要請した。また、茨城県知事は同日、半径10km圏内の住民に対して屋内退避を要請した。

この事故を踏まえ、「原子力災害対策特別措置法」が制定されるなど原子力防災対策の強化が図られた。

なお、消防庁では、地域防災計画原子力災害対策編作成マニュアルを見直し関係地方公共団体に通知した。

さらに、平成11年度補正予算で、同報系無線及び放射線防護資機材の整備のための補助を行うとともに、原子力災害時の消防活動マニュアルの見直し、資機材等が満たすべき性能・機能等についての検討を実施している。(白書184頁)



臨界事故による被ばく者の救急搬送  
(千葉市消防局提供)

なお、平成12年において、複雑・多様化する災害への対応能力の強化を図るため、緊急消防援助隊の体制拡充を図ったが、その中で、毒劇物・放射性物質災害、石油・化学火災、長大トンネル・大深度地下施設火災、石油流出災害、大規模水難事故等の特殊災害への対応能力を有する特殊災害部隊(118隊、1,770人)を創設したところである。(白書382頁)

③ コンピュータ西暦2000年問題に関しては、消防防災機関は危機管理体制を整備し、その危険日とされた元日等には警戒体制をとった。

なお、結果としてコンピュータ西暦2000年問題に起因する重大な事故、社会インフラや危険物施設等の重大な障害は発生しなかった。(白書197頁)

## 第2章 消防防災の組織と活動

### (1) 消防体制

① 平成12年4月1日現在の常備消防機関は、消防本部が907本部、消防署が1,682署、消防職員が15万3,439人となっており、前年と比較すると広域化が進められたこと等により、消防本部は4本部減少し、消防署は12署増加し、消防職員は975人増加している。(白書201頁)

(白書201頁)

第2-1-1表 市町村の消防組織の現況

区分	平成12年 4月1日現在	平成11年 4月1日現在	比較	
			増減数	増減率%
消防本部	907	911	△4	△0.4
消防内訳	単独市	334	△3	△0.9
	単独町	101	0	0
	単独村	101	0	0
消防組合	472	473	△1	△0.2
消防署	1,682	1,670	12	0.7
出張所	3,230	3,239	△9	△0.3
消防職員数	153,439	152,464	975	0.6
消防団	3,639	3,641	△2	△0.1
分団	25,322	25,351	△29	△0.1
消防団員	951,069	957,047	△5,978	△0.6

② 平成12年4月1日現在、常備化市町村は、3,154市町村となり、常備化率は市町村数で97.6%(市は100%、町村は97.0%)に達し、人口の99.8%が常備消防によりカバーされている。(白書202頁)

③ 消防団は、消防本部・消防署が置かれていない非常備町村にあっては消防活動を全面的に担っており、常備市町村においては初期消火、残火処理等を行っているほか、大規模災害時には、災害防ぎよのため多数の要員を必要とすることから、大量の消防団員が動員され活動している。



さらに、火災予防の面でも、住民指導、巡回広報、特別警戒等多面的活動を行っており、地域の消防防災の要となっている。

平成12年4月1日現在、消防団は3,639団、消防団員数は95万1,069人であり、ほとんどすべての市町村に設けられている。消防団員数は減少傾向にあり、10年前の平成2年4月1日現在に比べ4万5,674人(4.6%)減少しているが、この間に、女性消防団員数は8,253人増加し、1万176人となっている。

なお、消防団員の平均年齢は36.7歳となっている。(白書203頁)

- ④ 常備化が進展してきた今日においても、消防団が地域の消防防災に果たす役割は依然として重要であることから、消防庁では、消防団の施設・装備の充実強化、青年層・女性層の加入の促進、消防団員の処遇改善等を図っている。(白書217頁)

## (2) 消防活動

- ① 平成11年中における全国の消防職団員の出動状況をみると、火災等(火災、救助活動、風水害等の災害、特別警戒、捜索、誤報等及びその他(警察への協力、危険排除等)をいう。ただし救急業務を除く。)への出動回数は89万6,860回で、出動延人員は965万5,657人となっている。

また、火災等への1日当たりの出動回数は2,457回、35秒に1回の割合で出動したことになる。(白書221頁)

- ② なお、このうち、消防団員の火災等への出動回数は25万4,901回、出動延人員は540万1,484人となっている。

平成11年においては、6月から10月にかけての梅雨前線や台風等による災害において、延べ約18万4,000人の消防団員が出動し、危険箇所等の警戒巡視、要救助者の救助、行方不明者の捜索、避難誘導、土のう積みなどの活動等を行い被害

## 救急出場件数等の推移

	平成元年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年
救急自動車による出場件数	2,656,934	2,764,951	2,829,248	2,861,311	2,931,663	3,049,000	3,280,046	3,373,394	3,476,504	3,701,315	3,930,024	—
ヘリコプターを含む出場件数										3702073	3,930,999	—
1日平均救急出場	7,279	7,575	7,751	7,818	8,032	8,353	8,986	9,217	9,525	10,141	10,767	—
〇秒に1回出場	12.4	11.4	11.1	11.1	10.8	10.3	9.6	9.4	9.1	8.5	8.0	—
救急自動車による搬送人員	2,593,753	2,700,458	2,765,836	2,793,495	2,853,339	2,948,630	3,164,483	3,247,129	3,342,280	3,546,739	3,761,119	—
ヘリコプターを含む搬送人員										3,545,975	3,759,996	—
〇秒に1人搬送	46	45	45	44	43	41	40	39	38	35	33	—
救急救命士有資格者				591	1,003	1,798	2,748	4,164	5,524	6,920	7,523	9,027
救急自動車	4,521	4,594	4,680	4,775	4,882	4,901	4,968	5,063	5,133	5,197	5,251	5,345
高規格救急自動車				55	179	427	712	1,119	1,423	1,770	2,122	2,405
平均現場到着時間	5.7	5.7	5.8	5.7	5.7	5.8	6.0	6.0	6.1	6.0	6.1	—
平均病院収容時間	21.4	21.7	22.3	22.4	23.1	23.6	24.2	24.4	26.0	26.7	27.1	—

※救急救命士有資格者数については、平成4～7年が8月1日、平成8～11年が7月1日、平成12年が4月1日現在のものである。

※救急自動車及び高規格救急自動車については、各年4月1日現在のものである。

※上記以外は各年中の数値である。

の拡大を防いだ。また、平成12年においても、有珠山や三宅島の火山噴火、三宅島及び新島・神津島近海の地震活動などの大規模な自然災害の発生に対し、住民の避難誘導、一時帰宅時の警戒、避難所への救援物資搬入、降雨に伴う泥流警戒など、積極的な活動を展開している。(白書221頁)

### (3) 救急業務

① 平成11年中の救急業務の実施状況は、393万999件(ヘリコプターによる件数を含む。)で前年の370万2,075件に比べ22万8,924件増加している。

また、救急自動車による搬送人員は375万9,996人で前年の354万5,975人に比べ21万4,021人増加している。

なお、救急自動車による出場件数は、全国で1日平均1万767件(前年1万141件)であり、8.0秒(前年8.5秒)に1回の割合で救急隊が出場し、国民の33人に1人が救急隊によって搬送されたことになる。(白書247頁)

② 平成11年中の救急自動車による搬送人員のうち、救急隊員が応急処置等を行った傷病者は、325万1,821人(搬送人員の

86.5%、前年は83.1%)であり、前年に比較し、30万6,573人(10.4%)増加している。

なお、平成3年8月の「救急隊員の行う応急処置等の基準」の改正により拡大された応急処置等の件数は、623万414件と前年の約1.2倍となっており、このうち救急救命士が行う心肺機能停止状態の傷病者の蘇生等のために行う高度な応急処置の件数は3万4,236件にのぼり、前年の約1.2倍となっている。(白書252頁)

③ 平成12年4月1日現在、救急隊は全国で4,582隊が設置されており、前年の4,553隊に比べ29隊の増となっており、また、救急隊員は5万6,128人で前年の5万5,717人に比べ411人の増となっている。(白書255頁)

④ 平成12年4月1日現在、消防職員のうち救急救命士資格を有する者の数は9,027人で、このうちの8,016人が792消防本部において、救急救命士として救急業務に従事している。

また、拡大された応急処置等を行うために必要な高規格救急自動車は全国で2,405台が配置されている。(白書256頁)

第2-4-1表 救急出場件数及び搬送人員の推移

(白書248頁)

区分 年	救急出場件数				搬送人員				よる(A)のうち急病による出場件数(B)	(A)に対する(B)の割合(%)
	全出場件数	うち救急自動車による件数(A)	うちヘリコプターによる件数	対前年増加数増減率(%)	全搬送人員	うち救急自動車による人員	うちヘリコプターによる人員	対前年増加数増減率(%)		
昭和38	239,393	239,393	—	42,096 (21.3)	215,804	215,804	—	38,236 (21.5)	87,676	36.6
平成5	2,931,663	2,931,663	—	70,352 (2.5)	2,853,339	2,853,339	—	59,844 (2.1)	1,522,365	51.9
平成6	3,049,000	3,049,000	—	117,337 (4.0)	2,948,630	2,948,630	—	95,291 (3.3)	1,605,195	52.6
平成7	3,280,046	3,280,046	—	231,046 (7.6)	3,164,483	3,164,483	—	215,853 (7.3)	1,771,468	54.0
平成8	3,373,394	3,373,394	—	93,348 (2.8)	3,247,129	3,247,129	—	82,646 (2.6)	1,828,920	54.2
平成9	3,476,504	3,476,504	—	103,110 (3.1)	3,342,280	3,342,280	—	95,151 (2.9)	1,899,987	54.7
平成10	3,702,075	3,701,315	760	225,571 (6.5)	3,546,739	3,545,975	764	204,459 (6.1)	2,062,261	55.7
平成11	3,930,999	3,930,024	975	228,924 (6.2)	3,761,119	3,759,996	1,123	214,380 (6.0)	2,211,158	56.3

(注) 1 救急業務実施状況調及び消防防災・震災対策現況調査による。  
2 昭和38年は4月1日から12月31日まで、その他の年は1月1日から12月31日までである。

#### (4) 救助業務

① 平成11年中の救助活動件数は4万2,548件で、前年の3万8,241件に比べ4,307件の増、救助人員は4万4,081人で、前年の4万456人に比べ3,625人の増となっている。

なお、事故種別の救助活動件数は、交通事故が全体の46.2%を占め、次いで火災が15.7%となっている。(白書264頁)

② 平成12年4月1日現在、救助隊は全国で1,538隊が設置されており、救助隊員は2万4,101人となっている。(白書266頁)

(白書264頁)

第2-5-1表 救助活動件数及び救助人員の推移

区分 年	救助活動件数		救助人員	
	件数	対前年増減数(%)	人員	対前年増減数(%)
平成7	33,149	15.6	34,272	15.0
8	32,572	△1.7	32,828	△4.2
9	35,050	7.6	35,105	6.9
10	38,241	9.1	40,456	15.2
11	42,548	11.3	44,081	9

(注) 消防本部・署を設置しない市町村の消防団の活動件数等も含めている。本節の以下のデータにおいても同じ。

#### (5) 航空消防防災体制

① ヘリコプターは林野火災や風水害などの災害状況の把握、林野火災における空中消火、山岳等における救助、重症者等の救急搬送や遠隔地からの救急搬送等に極めて有効であり、その整備を推進している。(白書270頁)

② 平成12年4月1日現在の消防・防災ヘリコプターの配備状況は、次のとおりとなっている。(白書271頁)

消防機関の保有するヘリコプター	27機
都道府県の保有するヘリコプター	40機
合計	67機

③ なお、消防・防災ヘリコプターは、消防防災業務に幅広く活用されており、平成11年中の出動実績は、火災出動839件、救急出動975件、救助出動931件等となっている。(白書272頁)

#### (6) 国と地方公共団体の防災体制

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、災害対策基本法の改正や防災基本計画の全面的な修正、消防庁における防災体制の一層の強化、各地方公共団体における地域防災計画の見直し等が行われている。

また、各地方公共団体において、地域住民が参加し、自衛隊等の防災関係機関とも連携した、情報の収集・伝達、避難誘導、救出・救護などの総合的かつ実践的な防災訓練が実施されている(平成11年度においては、都道府県で延べ202回、市区町村で延べ7,044回の防災訓練が実施された。)

(白書275頁)

#### (7) 広域消防応援

大規模、広域的な災害に適切に対応するため、地方公共団体の区域を越えて、機動的、効果的に対処し得るよう、広域防災応援協定の締結、広域航空消防応援体制の整備、「緊急消防援助隊」の災害対応能力の充実強化など消防の広域応援体制の強化を推進している。なお、現在、すべての都道府県において、都道府県下の全市町村及び消防の一部事務組合等が参加した消防相互応援協定を結んでいる。(白書282頁)

緊急消防援助隊は、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、国内で発生した地震等の大規模災害時における人命救助活動等をより効果的かつ充実したものとするため、全国の消防機関相互による迅速な援助体制として平成7年6月に発足し、これまでに、平成8年に新潟県・長野県の県境付近で発生した蒲原沢土石流災害をはじめ、最近では、本年3月に発生した有珠山噴火災害、10月に発生した鳥取県西部地震において応援活動を行った。

消防庁では、緊急消防援助隊の出動体制及び複雑・多様化する災害への対応能力の強化を行い、大規模災害発生時における国民の安全を確保するため、現在の1,267隊（隊員数約1万7,000人）体制を1,739隊（隊員数約2万6,000人）体制に拡充し、緊急消防援助隊の災害対応能力の充実強化を図っているところであり、また、平成12年10月には、皇太子殿下のご臨席を賜り、全国合同訓練を実施した。（白書287頁）

また、平成12年7月21日から23日にかけて沖縄県名護市で開催された九州・沖縄サミット首脳会合においては、消防・救急体制の万全を期すため、全国的な広域応援によって消防特別警戒を実施した。（白書292頁）



第2回緊急消防援助隊全国合同訓練

## (8) 消防防災の情報化の推進

災害時において、迅速かつ的確な災害応急活動を実施するためには、平素から防災情報の収集・伝達体制を確立しておくほか、災害に強い消防防災通信ネットワークを構築しておくことが極めて重要であり、消防庁では、地方公共団体と一体となって総合的な消防防災通信ネットワークの整備を推進している。

また、広域的な対応が重視される今日の防災対策においては、迅速な情報収集・伝達と地方公共団体の対応力を把握した上での調整判断が不可欠であり、消防庁では、震度情報などの緊急情報を迅速に伝達するほか、緊急消防援助隊や消防・防災ヘリコプターの出動可能状況、非常物資の備蓄等広域応援の対応力の状況、地域防災計画、消防防災統計など消防防災に係る情報をデータベース化するとともに、コンピュータによる全国的なネットワーク化を図り、消防庁と地方公共団体等との間でこれらの情報を共有化できる防災情報システムの整備を推進し、順次運用を開始している。（白書294頁）

### 第3章 自主的な防災活動と災害に強い地域づくり

災害に強い安全な地域社会を作るためには、国民の防火防災意識の高揚に待つところが極めて大きいことから、消防庁においては、春秋2回の「全国火災予防運動」などあらゆる機会をとらえて、国民の防火防災に関する関心を喚起し、意識の高揚を図っている。

また、防災体制の強化に当たっては、消防機関をはじめとする防災関係機関による体制整備のほか、地域住民が連帯し、地域ぐるみの防災体制を確立することが重要であることから、地域の自主防災組織の育成等を図るとともに、ボランティアの活動環境の整備を推進している。(白書311頁)

### 第4章 規制改革への対応

国際化の進展や社会経済活動の多様化等を背景に、規制の緩和が大きな課題となっており、消防庁としては、安全性の確保に十分配慮しながら、「規制緩和推進3か年計画(再改定)」に定められた各措置を着実に実施するなど、社会的要請に対応した規制改革等の一層の推進を図っていくこととしている。(白書325頁)

### 第5章 国際協力の推進と地球環境の保全

- (1) 消防庁では、国際協力事業団等と協力して、開発途上諸国の消防職員を対象とした集団研修のほか、個別の研修員の受入れ、消防における技術指導のための専門家の派遣、中国・北京消防訓練センターに対するプロジェクト方式技術協力等を実施している。(白書357頁)
- (2) 海外で大規模災害が発生した場合には、消防庁長官の要請により「国際消防救助隊」が派遣され救助活動や支援活動を行うものであり、現在、全国の40消防本部、501人の救助隊員が登録されている(平成12年度末を目途に、63消防本部599人体制に拡充)。

なお、平成11年9月21日に発生した台湾における地震災害への派遣で計11回の派遣実績となっている。(白書360頁)

- (3) 地球環境の保全に寄与することを目的として、ハロン消火剤の使用抑制対策等に取り組んでいる。(白書362頁)

### 第6章 消防の科学技術の研究

災害の複雑多様化に対し、災害の防止、被害の軽減、原因の究明等に関する科学技術の研究開発が果たす役割はますます重要になっている。このため、国立の研究機関である消防研究所において、消防防災に係る科学技術の基礎的研究のほか、社会的、行政的要請の高い課題について計画的に研究を行っている。

また、効率的・効果的に研究を推進するため、外国の研究機関、国内の大学あるいは企業との共同研究を積極的に進めている。

なお、消防研究所は、中央省庁等改革の一環として平成13年4月に独立行政法人となる。(白書367頁)

### 第7章 今後の消防防災行政の方向

我が国は、これまで幾多の災害を経験してきており、近年においても、戦後最大の被害をもたらした阪神・淡路大震災が発生し、その後も、地下鉄サリン事件、茨城県東海村ウラン加工施設における臨界事故のほか、各地における豪雨や台風による災害などが起きている。

本年に入っても、有珠山や三宅島などの火山噴火、三宅島及び新島・神津島近海の地震活動、東海地方を中心とする集中豪雨などの自然災害、地下鉄日比谷線脱線事故や群馬県における化学工場爆発事故など、各地で住民生活の安全を脅かす災害・事故が相次いで発生している。

このため、消防防災行政において重要な役割を担っている地方公共団体が、安全な地域社会づくりに向けその使命を十分に果たしていくこ

とができるよう、今後とも各般の施策を強力に展開して消防防災行政の推進及びその体制の充実強化を図っていく必要があり、具体的には、次の施策等について積極的に取り組む必要がある。(白書379頁)

- 総合的な防災対策の推進 (379頁)
- 特殊災害対策の充実強化 (381頁)
- 高度防災情報通信体制の整備促進 (382頁)
- 消防の対応力の強化 (384頁)
- 消防団の充実強化 (385頁)
- 自主的防災活動の活性化 (386頁)
- 救急・救助業務の充実・高度化 (386頁)
- 住宅防火などの火災予防対策の推進 (387頁)
- 危険物施設等の安全の確保 (389頁)
- 技術革新等に対応した規制改革の推進 (389頁)
- 消防防災技術に係る研究・開発の推進 (390頁)
- 国際化への対応 (391頁)

#### 囲み記事等

本文とは別に、トピックス的な話題等を記述した囲み記事(次の計23項目)、第3回全国消防広報コンクールの受賞作品及び消防ポスターを掲載している。

- 天ぷら油火災の正しい予防方法 (76頁)
- 新素材の消防用設備等への活用 (86頁)
- 燃え上がらない防災カーテン (90頁)
- 危険物施設におけるヒューマンエラーの防止 (117頁)
- 危険物等情報一般公開用システム (121頁)
- 土砂災害対策危機管理システム (143頁)
- 震度とマグニチュード (160頁)
- 耐震性貯水槽の整備 (171頁)
- 消火通報訓練指導車「けすゾウくん」 (176頁)

- オフサイトセンター(緊急事態応急対策拠点施設) (187頁)
- 有珠山及び伊豆諸島における消防団活動 (204頁)
- 周辺住民と連携した消防団活動 (225頁)
- 放射性物質災害講習会 (243頁)
- 傷病者の救命効果の向上にむけて (263頁)
- 消防・防災ヘリコプターによる救急活動 (274頁)
- 有珠山噴火災害における緊急消防援助隊の活動 (288頁)
- 緊急消防援助隊全国合同訓練 (291頁)
- 九州・沖縄サミットにおける消防特別警戒 (293頁)
- 有珠山噴火災害における画像情報の活用 (298頁)
- 次世代衛星通信システムの構築 (306頁)
- 消防防災分野におけるIT化の推進 (310頁)
- レッドページによる防災情報の提供 (315頁)
- 中高層建物における燃焼性状の研究 (368頁)

# 阪神・淡路大震災に係る第105報の概要

## 震災対策指導室

阪神・淡路大震災に係る被害状況については、平成12年1月11日に「阪神・淡路大震災について（第104報）」を公表していましたが、このたび、大阪府において被害が確定し、兵庫県にお

いては被害状況の数値に変更が生じたので、平成12年12月27日に（第105報）を公表しました。その概要は以下のとおりです。

### 〔地震の概要〕（気象庁発表）

発 生 年 月 日	平成7年（1995年）1月17日（火） 5時46分
地 震 名	平成7年（1995年）兵庫県南部地震
震 央 地 名	淡路島（北緯34度36分、東経135度02分）
震 源 の 深 さ	16 km
規 模	マグニチュード7.2
各地の震度	
震度7	注) のとおり
震度6	神戸、洲本
震度5	京都、彦根、豊岡
震度4	岐阜、四日市、上野、福井、敦賀、津、和歌山、姫路、舞鶴、大阪、高松、岡山、徳島、津山、多度津、鳥取、福山、高知、境、呉、奈良
震度3	山口、萩、尾鷲、伊良湖、富山、飯田、諏訪、金沢、潮岬、松江、米子、室戸岬、松山、広島、西郷、輪島、名古屋、大分
震度2	佐賀、三島、浜松、高山、伏木、河口湖、宇和島、宿毛、松本、御前崎、静岡、甲府、長野、横浜、熊本、日田、都城、軽井沢、高田、下関、宮崎、人吉
震度1	福岡、熊谷、東京、水戸、網代、浜田、新潟、足摺、宇都宮、前橋、小名浜、延岡、平戸、鹿児島、館山、千葉、秩父、阿蘇山、柿岡

注) 気象庁が地震機動観測班を派遣し現地調査を実施した結果、以下の地域は震度7でした。

神戸市須磨区鷹取・長田区大橋・兵庫区大開・中央区三宮・灘区六甲道・東灘区住吉、芦屋市、芦屋駅付近、西宮市夙川等、宝塚市の一部、淡路島北部の北淡町、一宮町、津名町の一部

## 〔被害の状況〕

### 1. 人的、物的被害等

人的被害	死者	6,432人	非住家	公共建物	865棟		
	行方不明者	3人		その他	3,983棟		
	負傷者	重傷	10,683人	文教施設		941箇所	
		軽傷	33,109人		道路	10,069箇所	
計		43,792人	橋梁		320箇所		
住家被害	全壊	104,906棟	河川		430箇所		
		186,175世帯		崖くずれ	378箇所		
	半壊	144,274棟	水道断水	ブロック塀等	1,480箇所	(注1)	
		274,180世帯			約130万戸	(注1)	
	一部破損	263,702棟	ガス供給停止		約86万戸	(注2)	
	合計	512,882棟	停電		約260万戸	(注3)	
電話不通				30万回線超	(注4)		

注1) 厚生省調べ

注2) 資源エネルギー庁調べ

注3) 資源エネルギー庁調べ

注4) 郵政省調べ

※水道断水、ガス供給停止、停電、電話不通については、ピーク時の数です。

### 2. 火災

出火件数				焼損床面積
建物火災	車両火災	その他火災	合計	
261件	9件	15件	285件	834,663㎡

用途 焼損区分	住家	非住家		計
		公共建物	その他	
全焼	6,148棟	5棟	829棟	6,982棟
半焼	69棟	0棟	20棟	89棟
部分焼	238棟	6棟	55棟	299棟
ぼや	103棟	1棟	9棟	113棟
計	6,558棟	12棟	913棟	7,483棟

り災世帯			
全損	半損	小損	計
8,414世帯	182世帯	421世帯	9,017世帯